

えびの市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、平成24年6月28日付け、防衛関連施設等に係る協定締結等に関する条例の制定請求があり、同日受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定に基づき、条例制定請求者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成24年6月28日

えびの市長 村岡 隆明



1 えびの市条例制定請求代表者の住所及び氏名

えびの市大字池島308番地2	新原不可止
えびの市大字池島459番地1	野間寛俊
えびの市大字西長江浦311番地	竹中征四郎
えびの市大字浦365番地の101	川野安雄

2 請求の要旨

防衛関連施設等に係る協定締結等に関する条例制定請求の要旨

えびの市には陸上自衛隊えびの駐屯地をはじめ陸上自衛隊霧島演習場、海上自衛隊超長波送信所などわが国防衛上極めて重要な防衛関連施設が所在し、これらに関連して陸上自衛隊霧島演習場使用協定書及び海上自衛隊超長波送信所設置に伴う覚書など市民生活と密接な関わりを持つ取り決めがなされています。しかしこれらの協定書等の見直しなどは市長限りの権限で関係機関との改定作業等がなされてきた経緯があります。これでは私たち市民の意思が十分反映されない状況にあります。そこで今後これらの防衛関連施設等に関する協定書等の改定や新規締結に当っては、その内容について住民の代表議決機関である市議会の承認議決を必須条件とすること及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の適用促進を図り、市民の生活安定と自衛隊との共存共栄を図ることなどを目的に、常に住民の意思が十分に反映され、住民の権益保全を担保する措置を講じておくべきであるとの観点から、この条例の制定を請求するものであります。

条例案は、目的、議会の議決事項、議会の発議並びに市長及び議会の努力義務の四条からなる簡潔明瞭な条文となっています。